

京都市告示第167号

地方自治法第260条の2第11項の規定に基づき、令和3年12月28日付けで認可した天満屋町町内会について変更の届出があったため、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

令和5年6月5日

京都市長 門川 大作

変更があった事項及びその内容

	変更前	変更後
代表者の氏名	青木 和也	房野 泰幸
代表者の住所 及び所在地	京都市上京区御前通下立売上る 天満屋町327番地8	京都市上京区御前通下立売上る 天満屋町331番地

(文化市民局地域自治推進室)